

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

2021年7月31日

(一社) 日本フランチャイズチェーン協会 正会員

株式会社トライ・インターナショナル

フランチャイズ契約のご案内

株式会社トライ・インターナショナル

〒261-7119

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1

所属部門 飲食事業部

氏名 瀬倉亘貴

TEL (043) 239-9977

FAX (043) 239-9978

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

TEL (03) 5777-8701

この案内は 2021 年 7 月 31 日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

田所商店への加盟を希望される方へ
～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「田所商店」の名のもとに味噌ら一めん専門店のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、味噌ら一めん専門店としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、味噌樽イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、田所商店チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から田所商店とは異なる独自の経営手法を重視され、田所商店のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、田所商店への加盟をお勧めできません。

当社の田所商店チェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、ご加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、夫々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことが味噌ら一めん専門店舗の経営成功の鍵なのです。

味噌ら一めん専門店舗の経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目 次			
項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員 会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
田所商店への加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 田所商店と味噌らーめん専門店システムについて 1. わが社の経営理念	5		
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	6	規則第10条第2号 " 第10条第5号 " 第10条第1号 " 第10条第3号	
3. 会社組織図	8		
4. 役員一覧	9	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	9	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況(直近4事業年度加盟店数の推移)	10	規則第10条6号, 11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	11	規則第11条第6号ロ " 第11条第6号ハ " 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	11	" 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点 1. 契約の名称等	12		
2. 売上・収益予測についての説明	12		2-(2)- 1, 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いいただく時期、④ お支払いいただく方法、 ④ 当該金銭の返還の有無及び条件	12	法11条1号, 規則11条1号イ～ホ	2-(2)-7 ③

4. オープンアカウント等の送金	13	規則第10条13号	3-(1)-4-②
5. オープンアカウント等の与信利率	13	規則第10条14号・15号	2-(2)-7 ⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決済方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について	13 13 13 13 14 14 14 14	法11条2号、規則11条2号イ、ロ	2-(2)-7 ① 3-(1)-7 3-(3)
7. 経営の指導に関する事項	15	法11条3号、規則11条3号イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	15	法11条4号、規則11条4号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間、② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の条件および手続き ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	16	法11条5号、規則11条5号イ～ニ	2-(2)7⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-4④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① 金銭の額又は算定方法、 ② その他徴収する金銭があれば記入	16	規則10条12号、11条7号イ～ニ	2-(2)-7 ④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	17	" 第10条第8号	
12. テリトリー権の有無	17	" 第10条第9号	2-(2)-7 ⑧
13. 競業禁止義務の有無	17	" 第10条第10号	3-(1)-7

項目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則(中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
14. 守秘義務の有無	17	" 第10条第11号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	17	" 第10条第16号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	17	" 第10条第17号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	17		2-(2)-7 ⑥
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	18		
後記2. 中小企業庁パンフレット			
後記3. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則			
後記4. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の 考え方について			

第 I 部 田所商店と味噌らーめん専門店システムについて

1. わが社の経営理念

加盟店を含む全従業員の物心両面の幸福を追求し、国際社会の
進歩発展に貢献する。

2. 本部の概要

令和3年 7月 31日現在

(1) 社 名 株式会社トライ・インターナショナル

(2) 所在地

〒261-7119

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1

TEL (043) 239-9977

FAX (043) 239-9978

URL <http://www.misoya.net>

(3) 資本金 1,000万円

(4) 設 立 2003年4月21日

(5) 事業内容 味噌らーめん専門店の経営・フランチャイズ展開
各種味噌・タレ類等製造販売・食材の供給
その他飲食関連事業

(6) 他にしている事業の種類

(7) 事業の開始 2003年 4月 21日

(8) 主要株主

株式会社田所 (70%)

田所史之 (30%)

(9) 主要取引銀行

千葉銀行、日本政策金融公庫、千葉興業銀行、京葉銀行、
りそな銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行

(10) 従業員数 420名

(11) 本部の子会社の名称及び事業の種類等

薩摩川内味噌醤油株式会社

味噌・醤油などの製造および販売、味噌らーめん店経営

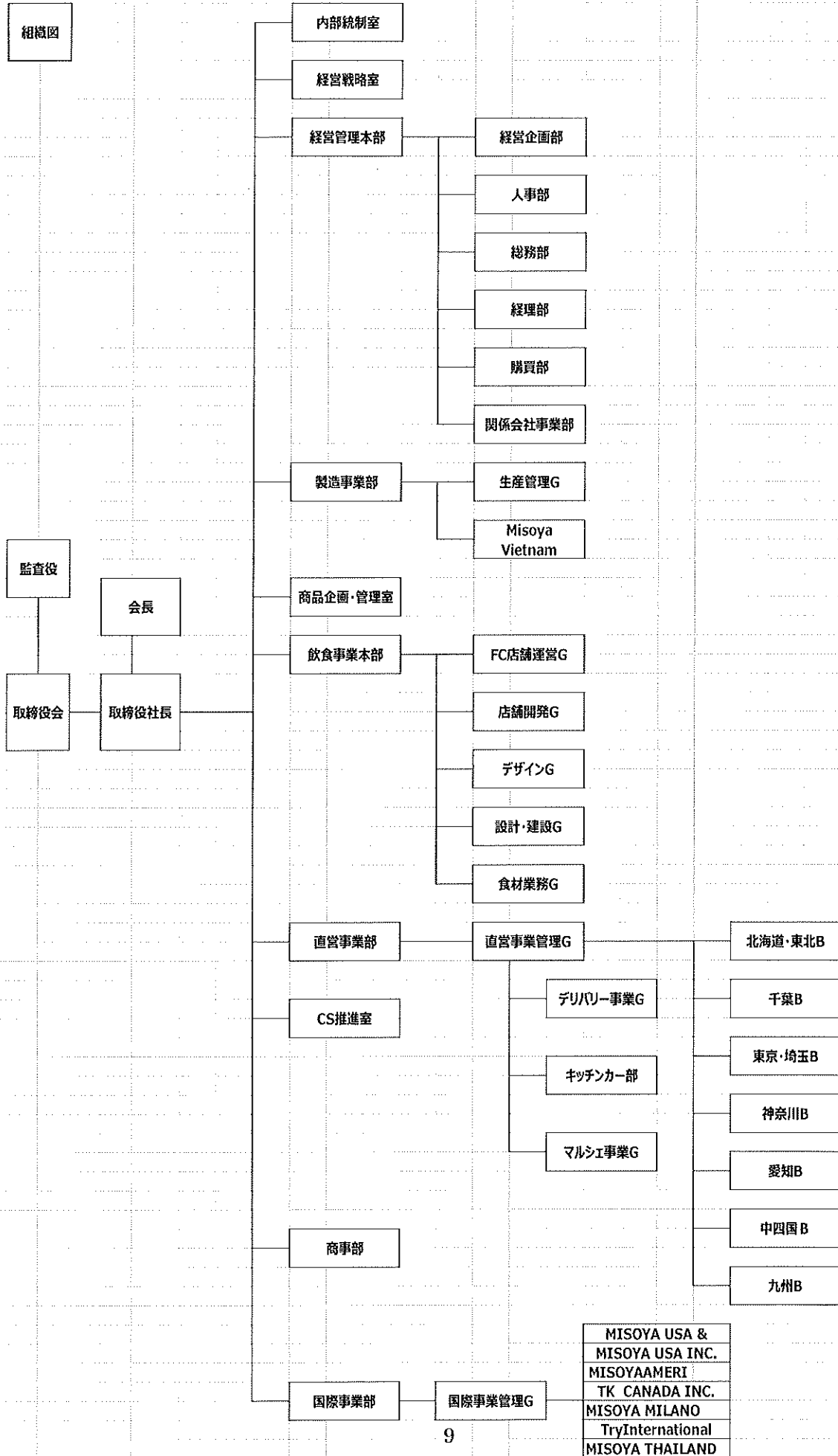
(12) 所属団体

特になし。

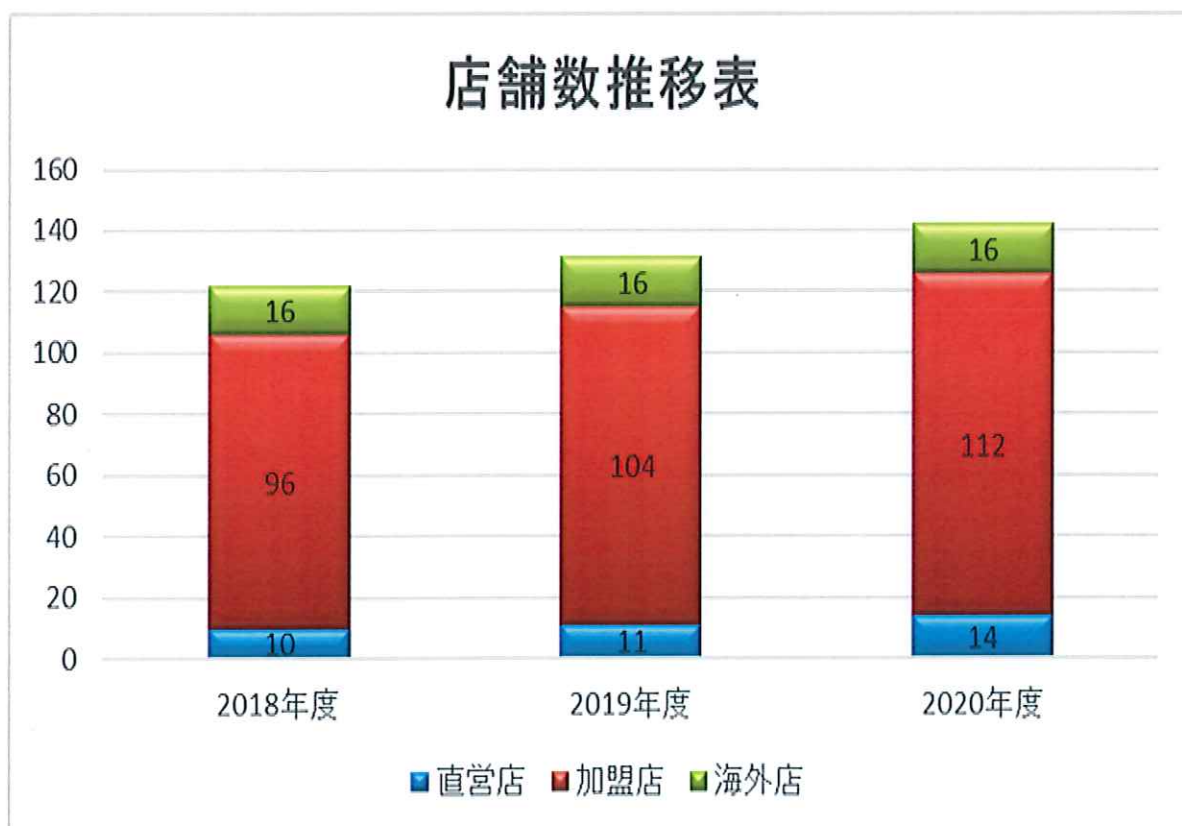
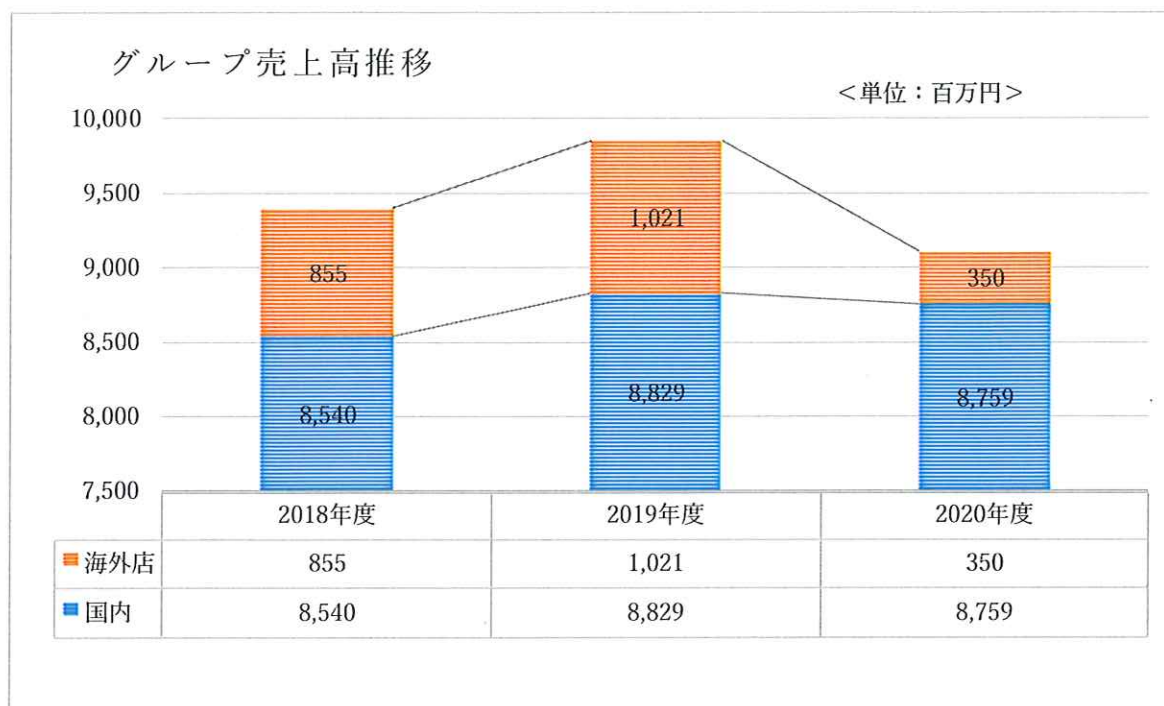
【沿革】

2003年	有限会社トライ設立（千葉市若葉区） 「味噌屋 庄助」直営店開店
2005年	味噌、麺類・醤油製造業認可取得 埼玉・長野に暖簾分け店開店
2005年	「蔵出し味噌 麺場 田所商店」（直営店）開店 茨城・千葉・福島・栃木に暖簾分け店開店
2006年	愛知に暖簾分け店開店
2007年	株式会社トライへ商号変更 本社を千葉県千葉市若葉区貝塚に移転 千葉に暖簾分け店開店
2008年	「らーめん和」ブラジル/サンパウロにFC店開店 東京・愛知・高知・茨城に暖簾分け店開店
2009年	「蔵出し味噌 麺場 田所商店 本店」（直営店）開店 長野・岐阜・静岡・福岡に暖簾分け店開店
2010年	「麺場 旺味」台湾/台北（合弁店）開店 栃木・東京・福岡・京都・千葉・茨城に暖簾分け店開店
2011年	「Ramen Misoya Silicon Valley」米国/シリコンバレー（直営店）開店 「Ramen Misoya New York」米国/ニューヨーク（合弁店）開店 「麺場 旺味2号店」台北（合弁店）開店 三重・福岡・徳島・東京・鳥取に暖簾分け店開店
2012年	株式会社トライ・インターナショナルへ商号変更 「麺場 田所商店 中原店」（直営店）開店 「Ramen Misoya Bangkok」タイ/バンコク（合弁店）開店 「Ramen Misoya Montreal」カナダ/モントリオール（合弁店）開店 愛知・東京・茨城・千葉・福岡に暖簾分け店開店
2013年	「田所商店 WBG店」（直営店）開店 「Ramen Misoya Chicago」米国/シカゴ（直営店）開店 大阪・福岡・埼玉・京都・千葉に暖簾分け店開店
2014年	「蔵出し味噌 麺場 田所商店 千葉北店」（直営店）開店 グアム・マカオ・ラスベガス（FC）店開店 「Ramen Misoya Vietnam」（直営店）開店 埼玉・茨城・熊本・千葉・愛知に暖簾分け店（FC）店開店
2015年	シカゴ2号店、ベトナム2号店開店 「麺場 田所商店 春日部店」（直営店）開店 東京・静岡・福岡・奈良・滋賀・埼玉・千葉・大阪に暖簾分け店開店 愛知・埼玉・兵庫・岐阜・茨城・に暖簾分店開店
2016年	「蔵出し味噌 麺場 田所商店 瀬谷店」（直営店）開店 愛知・埼玉・岐阜・茨城・神奈川・三重・静岡・大阪に暖簾分け店開店

2 0 1 7 年	「蔵出し味噌 麵場 田所商店 相模原店」(直営店) 開店
	「蔵出し味噌 麵場 田所商店 足立江北店」(直営店) 開店
	「蔵出し味噌 麵場 田所商店 豊田店」(直営店) 開店
	愛知・三重・山梨・東京・愛媛・茨城・栃木・静岡・鳥取・埼玉・千葉に暖簾分け店開店
2 0 1 8 年	愛知・茨城・山口・宮城・愛媛・東京・群馬・神奈川・福島に暖簾分け店開店
2 0 1 9 年	宮城・岩手・神奈川・静岡・千葉・長野に暖簾分け店開店
2 0 2 0 年	「蔵出し味噌 麵場 田所商店 イオンレイクタウン店」(直営店) 開店
	「蔵出し味噌 麵場 田所商店 イオン札幌元町店」(直営店) 開店
	「蔵出し味噌 麵場 田所商店 イオンモール岡山店」(直営店) 開店
	東京・千葉・埼玉・神奈川・茨城・愛知・大阪・兵庫・山口に暖簾分け店開店



6. 売上・出店状況：加盟店・直営店別



7. 加盟者の店舗に関する事項

- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2018年度	14
2019年度	10
2020年度	14

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数 (合意解約含む)
2018年度	2
2019年度	3
2020年度	5

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2018年度	8	3
2019年度	8	2
2020年度	11	4

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者 から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2016年度	0	0
2017年度	0	0
2018年度	0	0
2019年度	0	0
2020年度	0	0

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

「麺場 田所商店」コンセプトチェーン加盟契約書

2. 売上・収益予測についての説明

月売上（700万円）、月営業利益（105万円）、
平均顧客単価（1,000円）、店舗面積（約40坪）
営業時間（11:00～23:00）1日来客数（200名～250名）
従業員シフト（平日：6名・休日：7名）

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

- ① 金銭の額または算定方法
加盟金150万円と保証金150万円及び店舗デザイン費50万円
で契約時に300万円
但し、加盟金は2店舗以降は1店舗につき100万円とする。
賛助金として毎月3万円を支払う。
- ② 性質
加盟金はライセンスの付与、マニュアル等ノウハウの開示、
商標等の使用許諾、各種サービスの導入。
保証金は全債務の担保。
- ③ お支払いの時期
加盟金・保証金・店舗デザイン費・研修費は契約締結時に支払う。
賛助金は月末締め翌月10日に振込支払。
- ④ お支払いの方法
現金（指定銀行への振込み）
- ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件
加盟金はノウハウ提供料として返還はできない。

保証金は契約終了後、契約終了時の全ての義務を履行し、甲に対する全ての
債務を清算した後に、その残金が返還される。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

現状、加盟店とのオープンアカウント制は導入していない。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

特になし。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

- ① 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類
味噌類、麺類、餃子、スープ類、タレ、調味料、その他本部が指定する食材
- ② 商品等の供給条件
1日～15日まで受注分は当月25日支払い。
16日～月末受注分は翌月10日支払い。
- ③ 配送日・時間・回数に関する事項
宅急便等：基本的には毎日配送する。
総物流：当社の指定する日時。
- ④ 仕入先の推奨制度
有

- ⑤ 発注方法
納入日前日11:00までにシステムにて発注する。
但し、九州・四国・中国地方は前々日に発注する。
- ⑥ 売買代金の決済方法
1日～15日まで受注分は当月25日支払い。
16日～月末受注分は翌月10日支払い。
- ⑦ 返品
原則的には不可だが、商品到着時における検品により発見した
不良品は返品できる。責任所在不明なものは協議によって決定する。
- ⑧ 在庫管理等
加盟店単位で管理する。
- ⑨ 販売方法
当社が指定するメニューのみを当社の指定する品質規格、分量基準、調理
方法に従って提供、販売するものとする。
- ⑩ 商品の販売価格について
商品基準価格は指導する。
- ⑪ 許認可を要する商品の販売について
加盟店は事前に書面にて本部の承諾を受ける。

7. 経営の指導に関する事項

- ① 加盟に際しての研修等実施の有無
有

- ③ 加盟に際し行われる研修の内容
開業初期研修（一定期間を定めて実施する）
 - 1、 業務遂行指導
 - 2、 調理研修
 - 3、 接客指導

- ④ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数
 - 1、 店舗開店の指導、援助を10日超えない範囲で指導する。
 - 2、 定期的に店舗の経営上、販売上の有効な援助を行う。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

- ① 当該使用させる商標、商号その他の表示

田所商店

蔵出し味噌らーめん

味噌は日本人の宝物

- ② 当該表示の使用についての条件
麵場「田所商店」コンセプトにおける店舗デザイン・ロゴデザイン、ポスター、キャラクター等の全ての著作物及び意匠は契約店舗に限り使用できる。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

① 契約期間

取引開始の日から満5年間

② 契約の更新の要件および手続き

期間満了の3ヶ月前までに両者とも契約終了の意思表示がない場合は同一条件にて自動更新とする。契約締結時より3年間とする。

③ 契約解除の条件および手続き

加盟者が以下に該当したときは、催告することなく直ちに契約解除となる。

- (1) 本契約上の義務違反及び権利譲渡
- (2) 支払い停止または不能、銀行取引停止
- (3) 処分、差押・仮差押・仮処分・滞納処分・競売の申し立て
- (4) 会社更生・民事再生・破産・特別清算・解散
- (5) 保健所による営業停止処分
- (6) 懲役または禁固等の処分
- (7) 賛助金・物品購入代金等の延滞
- (8) 営業の無断中止
- (9) 業務の継続の不能
- (10) 取引先との重大な契約違反
- (11) 同業他社のフランチャイズへの加盟
- (12) 商標使用・秘密保持・競業避止業務違反
- (13) 小切手の不渡り
- (14) 3日以上連絡不能状態
- (15) 死亡等の理由による廃業
- (16) 指定仕入先以外の第三者からの購入
- (17) その他信頼関係の著しい破壊

また、契約違反行為の是正を求めたにもかかわらず違反行為を是正しない場合は、契約の解除ができる。なお、有効期間中においても、3ヶ月前の通知をすることによって加盟者は中途解約を申し入れることができる

④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他の内容

加盟者による解除は期間が3年未満の場合（金100万円）3年以上5年未満の場合は（金70万円）を違約金とする。

また、加盟者によって損害が生じているときはその一切の損害を賠償する。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

- ① お支払いいただく金銭の額または算定方法
購入商品（食材及び備品等）の代金
賛助金3万円（毎月）
C×D売上集計サービス費用
- ② 金銭の性質
商品代
会費
サービス使用料
- ③ 支払い時期
1日～15日まで受注分は当月25日支払い。
16日～月末受注分は翌月10日支払い。
- ④ 支払い方法
現金（銀行振込）

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

加盟店の営業方針に準ずる。

12. テリトリー権の有無

無

13. 競業禁止義務の有無

有

14. 守秘義務の有無

有

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

- 1、当社のコンセプトに合致した必要備品、造作以外のものを搬入、取付けてはならない。
- 2、加盟者の自己負担で店舗内外の建物附属設備等を維持管理する。
- 3、店舗の増改築にあたっては当社の承諾を得ねばならない。
- 4、店舗を常に最高の衛生水準を保ち、最良の稼働状態に保つように務める。

16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

- 1、金2,500万円
- 2、平均売上高の6か月分
- 3、違反行為1日当たり20万円
いずれか最も高い金額に違反行為の件数を乗じた額。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

無

後記1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内				
田所商店への加盟を希望される方へ				
第Ⅰ部 田所商店と味噌らーめん専門店システムについて				
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等				
3. 会社組織図				
4. 役員の役職名及び氏名				
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書				
6. 売上・出店状況（直近4事業年度加盟店数の推移）				
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数				
8. 訴訟の件数				
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点				
1. 契約の名称等				
2. 売上・収益予測についての説明				
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ④ お支払いいただく時期、④ お支払いいただく方法、 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件				
4. オープンアカウント等の送金				
5. オープンアカウント等の与信利率				
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあわせる商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決済方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について				
7. 経営の指導に関する事項				
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項				
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項				
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① ロイヤルティ、② その他徴収する金銭があれば記入				
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日				
12. テリトリー権の有無				
13. 競業禁止義務の有無				
14. 守秘義務の有無				
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務				

16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など				
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等				
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書				
後記2. 中小企業庁パンフレット				
後記3. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則				
後記4. フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の 考え方について				

年 月 日

説明者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、
加盟希望者_____の理解をいただきました。

説明者_____印

加盟希望者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について
説明者_____より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名_____印

- ①その他、追加資料があれば、後記に加えて下さい。
- ②この説明確認書は2部作成し一部を控えとして保管して下さい。
- ③フランチャイズ契約の締結は、「要点と概説」の交付とこれにもとづく説明、およびフランチャイズ契約書の交付と説明が終わった後に、7日間以上の熟考期間をおいて行って下さい。